

豊岡市地域コミュニティビジョン策定検討委員会設置要綱

平成30年5月30日豊岡市告示第184号

(設置)

第1条 豊岡市の地域コミュニティの将来のあるべき姿を定める計画（以下「豊岡市地域コミュニティビジョン」という。）の策定に関し協議又は検討するため、豊岡市地域コミュニティビジョン策定検討委員会を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、意見を述べ、検討し、又は協議する。

- (1) 豊岡市地域コミュニティビジョンに関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、豊岡市地域コミュニティビジョンの策定検討に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 豊岡市地域コミュニティアドバイザー
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体又は機関の職員
- (4) 市民

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する協議が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等の職務)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域コミュニティ振興部コミュニティ政策課において処

理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる委員会は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、委員会が第2条に規定する協議を終了した日限り、その効力を失う。